

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
政策の名称	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し	
担当部局・評価者	環境省水・大気環境局大気環境課長 山本 光昭 電話番号:03-3581-3351	
評価実施時期	平成22年2月23日	
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益		
目的	継続的な排出基準の不適合事案に対して、適切に対応する。	
内容	改善命令等の発動要件のうち「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」を削除し、「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合」に改善命令等を発することができることとする。	
関連条項	大気汚染防止法第14条第1項及び第3項	
必要性	これまでのばい煙発生施設に対する諸規制により、排出基準又は総量規制基準違反が生じて、直ちに一般環境大気測定局における測定により大気汚染に係る環境基準が不適合となる事態は生じにくくなったものの、排出基準等の継続的な不適合により、ばい煙発生施設周辺の住民の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある。近年、排出基準の継続的な不適合事案が相次いで発覚し、このような事案に対して適切に対応するため、改善命令等の発動要件を見直す必要がある。	
費用		
遵守費用	新たな負担は発生しない	
行政費用	新たな負担は発生しない	
その他の費用	新たな負担は発生しない	
便益	継続して排出基準不適合の事態が生ずるおそれがある場合、都道府県等が改善命令等を発動することが可能となり、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	
想定される代替案		
代替案①	ばい煙量等が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合の行政指導を更に積極的に進める。	
	費用	
	遵守費用	新たな負担は発生しない
	行政費用	新たな負担は発生しない
	その他の費用	新たな負担は発生しない
便益	代替案のみでは、ばい煙排出者の排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保することはできない。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現行の大気汚染防止法に基づく排出基準をこれまでどおり遵守していれば、改善命令等の対象となることはないため、規制のために新たに費用が発生することはない。

便益:代替案に比べ、改善命令等により排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保できるため、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

有識者の見解その他の関連事項

・「大気汚染防止法」においては、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるときに、ばい煙発生施設に係るばい煙の処理方法の改善等を命ずることができるとされている。

しかし、排出基準を継続して超過する事案が発生した場合に、地域住民の安全・安心・信頼を確保する上で地方自治体による共通の判断基準に基づく機動的な対応が可能となるよう、この発動要件を、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合とすることを検討する必要がある。(「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」(平成22年1月 中央環境審議会答申))

・兵庫県からも、ばい煙量やばい煙濃度が排出基準に適合しないばい煙を排出するばい煙排出者に対して都道府県知事が改善命令等を発令できるようにしてほしいとの要望が提出されている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し		
担当部局	環境省水・大気環境局 大気環境課 電話番号：03-3581-3351		
評価実施時期	平成22年2月23日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】継続的な排出基準の不適合事案に対して、適切に対応する。</p> <p>【内容】改善命令等の発動要件のうち「その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」を削除し、「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合」に改善命令等を発することができることとする。</p> <p>【必要性】排出基準の継続的な不適合事案が相次いで発生し、このような事案に対して適切に対応するため。</p>		
	関連条項 大気汚染防止法第14条第1項及び第3項		
想定される代替案	ばい煙量等が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合の行政指導等をさらに積極的に進める。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない
	(行政費用)	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することにより、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	代替案のみでは、ばい煙排出者の排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保することはできない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>費用：事業者については、現行の大気汚染防止法に基づく排出基準をこれまでどおり遵守していれば、改善命令等の対象となることはないため、規制のために新たに費用が発生することはない。</p> <p>便益：代替案に比べ、改善命令等により排出基準に適合しないばい煙の継続的な排出を未然に防止することを担保できるため、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。</p>		
有識者の見解その他の関連事項	<p>・「大気汚染防止法」においては、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるときに、ばい煙発生施設に係るばい煙の処理方法の改善等を命ずることができるとされている。</p> <p>しかし、排出基準を継続して超過する事案が発生した場合に、地域住民の安全・安心・信頼を確保する上で地方自治体による共通の判断基準に基づく機動的な対応が可能となるよう、この発動要件を、ばい煙を排出する者が排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合とすることを検討する必要がある。（「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（平成22年1月 中央環境審議会答申））</p> <p>・兵庫県からも、ばい煙量やばい煙濃度が排出基準に適合しないばい煙を排出するばい煙排出者に対して都道府県知事が改善命令等を発令できるようにしてほしいとの要望が提出されている。</p>		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。		
備考			